

申込み先が社協から
(株)健貴舎に変更に
なりました。

～毎日のお食事にお困りの方へ～

令和4年度版

旭川市 見守り配食サービス事業 のご案内



1日1回栄養バランスを考えた
夕食を手渡しでお届けすると
ともに、心身の状況を把握します。

■このようなことでお困りの方を支援します。

糖尿病や高血圧などの持病のため、栄養管理が必要になった方に対し、お弁当を配達するとともに、健康状態の確認等を行います。

利用対象者について

配食サービスを御利用いただけるのは、旭川市に住所を有する65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）で、老衰、心身の障がい、疾病その他の理由により、栄養改善が必要な方のうち、心身の状況を定期的に把握する必要がある方であって、次のいずれかに該当する方です。

- (1) 高齢者のみで構成される世帯
 - (2) 高齢者及び65歳未満の方で構成される世帯に属する方のうち、高齢者以外の世帯員の就労、障がい、疾病その他の理由により、高齢者の栄養改善及び心身の状況の定期的な把握がなされない方
- ※上記項目に該当しない65歳以上の方でも、配食に関する情報提供等の相談対応ができます。

配食サービスの内容

配食方法	夕食を手渡しでお届けします。
配食回数	週1回～6回（祝祭日を除く月～土曜日）
利用料	1食当たり500円 ※基本的には口座振替でお支払いいただきます。
特別食など	糖尿病食、減塩食、きざみ食、お粥など、お身体の状態に合わせた食事を選べます。
その他	玄関口で弁当の受取が難しい方等に室内配膳を行う、手渡し時に服薬の声掛けを行うといった対応ができます。 ※内容によっては対応できない場合があります。

申込みから利用までの流れ

① 申込み	利用申請者のサービス利用希望を受けて、担当のケアマネジャー又は担当の地域包括支援センター（以下「担当ケアマネ等」という。）が、株式会社健貴舎（以下「健貴舎」という。）に連絡します。 申込みに合わせて必要な書類等の確認を行います。
② 調査	担当ケアマネ等が利用申請者と面談し、配食サービスの必要性や利用に当たっての配慮等についてのアセスメントを行います（専用のアセスメントシートがあります。）。

「利用対象者について（1）」に該当する方

「利用対象者について（2）」に該当する方

③ 配食会議	旭川市、健貴舎、担当ケアマネ等で配食会議を開催し、配食サービスの利用の可否を検討します。
--------	--

④ 決定通知	旭川市から利用申請者に「旭川市見守り配食サービス利用（決定・非該当）通知書」を送付します。 ※利用開始が決定した方は、⑤以降に進みます。
⑤ 利用調整	健貴舎が利用決定者の自宅を訪問し、配食サービスの利用に当たっての事前説明及び利用調整を行います。
⑥ 配食開始	配食業者から利用決定者に、利用開始日以降、夕食が手渡しで配達されます。 ※状況によっては、希望どおりの内容とならない場合があります。
⑦ 状況確認	健貴舎が配食サービスの利用状況について、定期的に確認（訪問）させていただきます。

○サービスのお申込みは…

株式会社 健貴舎 有料老人ホーム すみれ神楽 電話 74-8813

○その他、サービスについてのお問合せは…

旭川市福祉保険部 長寿社会課 地域支援係

電話 25-5273

旭川市見守り配食サービス事業Q&A

Q. 配食サービスを利用するためには、どのような書類が必要でしょうか？

A. 夕食を配達するとともに心身の状況を把握する事業であり、利用するためには、次の書類の提出が必要です。

- ①旭川市見守り配食サービス利用申請書
- ②旭川市見守り配食サービス提供アセスメントシート（以下「アセスメントシート」という。）
- ③利用者基本情報（任意の書式で可）

Q. 利用開始までにどれくらいかかりますか？

A. 健貴舎が、利用が決定した方を訪問した後に、利用開始となりますので、時間を要します。ただし、配食サービス認定会議を実施した場合は、更に時間を要します。

なお、緊急性がある場合は、配食業者の情報を提供できますので、健貴舎までご相談ください。

※市の配食サービスの利用が決定となるまでの配食の利用は、配食業者が規定する料金となります。

詳細は、「～すぐに配食サービスの利用が必要な方へ～」を参照ください。

Q. 配食サービス認定会議とはどのような会議ですか？

A. 配食サービス認定会議は、「利用の可否の判断が難しい場合＝利用対象者について（2）など」に実施され、申請者の状況を詳細に確認するために、市、健貴舎及び担当ケアマネジャー等又は地域包括支援センターで実施する会議です。

※会議の場で、利用の可否を決定するものではありません。

Q. 何時頃に配達されるのでしょうか？

A. 午後4時から午後6時までの間で、配食業者が決定した配達時間で配達を行っています。交通状況等により、時間のずれが生じますこと、ご了承ください。やむを得ない事情により、配達時間の調整が必要な場合は、可能な限り対応しますのでご相談ください。

Q. キャンセルの場合、いつまでに連絡すれば良いのでしょうか？

A. 予定されていた食事を中止する場合は、必ず前日（午後6時）までに業者にご連絡ください。

事前の連絡がなく不在の場合は、その日の利用料金をお支払いいただきます。なお、その他緊急時については、次のとおり対応します。

区 分	説 明	利用料
中止の場合	利用日の前日の午後6時までに連絡があった場合	徴収しません。
	利用日の前日の午後6時以降に連絡があった場合	徴収します。
不在等の場合	配食時、不在の場合（食事は持ち帰ります。）	徴収します。
異常等の発生	配食時、利用者に異常等があって対応した場合及び利用者の緊急入院等連絡の遅れがあった場合	徴収します。

Q. 減塩食やきざみ食など、治療食の場合だと料金が高くなりますか？

A. 食事内容によって金額が変わることはありません。

また、おかずのみのご利用の場合であっても、利用料金は500円となります。

Q. どのような方法で健康状態の確認及び安否確認をしていますか？

A. 必ず手渡しによる配達としており、アセスメントシートに基づき個々の利用者に合わせた声掛けを実施します。声掛けの際に異常等が確認された場合や配達員が訪問しても不在だった場合は、配達員から健貴舎に連絡するようにしており、連絡があった場合は、健貴舎から利用者ご本人、緊急連絡先、担当ケアマネジャー等又は担当の地域包括支援センターに状況確認等のために連絡させていただきます。利用者本人の状況が確認できない場合は、健貴舎が利用者本人宅へ訪問し、状況把握を行います。

Q. 配食サービスの利用後に提出するものはありますか？

A. 配食サービスの利用後は、事後アセスメントのため、担当ケアマネジャー等又は担当の地域包括支援センターに、ケアプラン等の提出をお願いしています。ケアプラン等の提出時期につきましては、次のとおりです。

①ケアプランを作成している場合

ケアプランに本事業の利用を記載し評価する方法と、評価票単体で作成（書式は任意）する方法のいずれかで、ケアプラン更新時に健貴舎に提出。

②ケアプランを作成していない方

6か月ごとに、評価票（書式は任意）を作成し、健貴舎に提出。

その他、担当ケアマネジャー等が変更した際にも随時提出をお願いしています。

～すぐに配食サービスの利用が必要な方へ～

すぐに食事の配達が必要で、利用決定まで待てないという方は、旭川市見守り配食サービス事業ではなく配食業者との契約により、配食業者が規定する料金で配達を受けることが可能です。次の業者は、旭川市見守り配食サービス事業による配食を実施していますので、利用決定後にスムーズに旭川市見守り配食サービス事業に移行できます。

業者名	電話番号	担当地区
宅配クック1・2・3	25-3210	啓明、東光、豊岡、愛宕、千代田、東旭川 など ※6月以降については、配達業者が変更となる予定です。
		西、中央、大成、朝日、新旭川、永山 など
弁当工房 縁	73-3917	末広、東鷹栖、春光、春光台、近文・川端、北星、旭星 など
ライフデリ旭川店	56-0572	神楽、神楽岡、西神楽、緑が丘、神居、忠和、江丹別 など

※上記の担当地区は、旭川市見守り配食サービス事業における地区割りとなっております。

配食業者と直接契約する場合の配達可能地域、利用料金、食事内容、営業日につきましては、直接各業者にお問合せください。